

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年和歌山県後期高齢者医療広域連合条例第7号。以下「条例」という。）第27条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(公文書開示請求書)

第2条 条例第6条第1項第3号の規則で定める事項は、希望する開示の実施方法とする。

2 条例第6条第1項に規定する開示請求書は、公文書開示請求書（様式第1号）とする。

(公文書開示決定通知書等)

第3条 条例第11条第1項及び第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第11条第1項の規定による公文書の全部を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書（様式第2号）

(2) 条例第11条第1項の規定による公文書の一部を開示する旨の決定 公文書部分開示決定通知書（様式第3号）

(3) 条例第11条第2項の規定による公文書の全部を開示しない旨の決定 公文書不開示決定通知書（様式第4号）

(公文書開示決定等期間延長通知書)

第4条 条例第12条第2項に規定する書面は、公文書開示決定等期間延長通知書（様式第5号）とする。

(公文書開示決定等期間特例延長通知書)

第5条 条例第13条に規定する書面は、公文書開示決定等期間特例延長通知書（様式第6号）とする。

(事案移送通知書)

第6条 条例第15条第1項に規定する書面は、事案移送通知書（様式第7号）とする。

(第三者保護に関する手続)

第7条 条例第16条第1項及び第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求年月日

(2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見を求める理由

(4) 意見書の提出先及び提出期限

2 条例第16条第1項又は第2項の規定による通知は、公文書の開示に対する意見照会書（様式第8号）により行うものとする。

3 条例第16条第1項及び第2項に規定する意見書は、公文書の開示に対する意見書（様式第9号）とする。

4 条例第16条第3項の規定による通知は、公文書の開示決定についての通知書（様式第10号）により行うものとする。

(電磁的記録の開示方法)

第8条 条例第17条の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 原本である録音テープ及びビデオテープ 当該録音テープ及びビデオテープを再生装置により再生したものの視聴又はこれらを録音テープ若しくはビデオテープに複写したものの交付

(2) 前号に掲げるもの以外の原本である電磁的記録 当該電磁的記録をディスプレイ装置に出力したものの視聴又は当該電磁的記録をフレキシブルディスクに複写したものの交付

2 前項に規定する方法による開示は、当分の間、当該原本である電磁的記録の全部を開示する場合に行うものとする。

(写しの作成及び送付に要する費用等)

第9条 条例第19条第2項に規定する写しの作成に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。

2 条例第19条第2項に規定する写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付に要する郵便料金

相当額とする。

3 条例第19条第2項に規定する費用は、写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

4 公文書の写しの交付部数は、請求1件につき1部とする。

(審査会諮問通知書)

第10条 条例第21条の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書(様式第11号)により行うものとする。

(実施状況の公表)

第11条 条例第26条に規定する公表は、連合長が適宜とみとめる方法により行うものとする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月17日規則第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置の原則)

2 和歌山県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた広域連合の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る広域連合の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成29年9月1日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年2月12日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月12日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第9条関係)

公文書の種類	写しの作成の方法	金額
文書 図画	乾式複写機による写し(単色刷り)	1枚につき 10円
	乾式複写機による写し(多色刷り)	1枚につき 60円
電磁的記録	録音テープに複写したもの	1巻(120分)につき 250円
	ビデオテープに複写したもの	1巻(120分)につき 300円
	フレキシブルディスクに複写したもの	1枚につき 60円
共通	その他広域連合長が適当と認める方法により複写したもの	当該複写したものを作成する費用に相当する額

備考

- 1 公文書(電磁的記録を除く。)の写しを交付する場合は、日本工業規格A列3番までの用紙を用いるものとし、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本工業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 2 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として算定する。
- 3 フレキシブルディスクについては、当面の間フロッピーディスクとする。

様式第1号（第2条関係）

公文書開示請求書

年 月 日

和歌山県後期高齢者医療広域連合長 様

請求者 郵便番号

住所又は居所

氏名又は名称

（法人その他の団体にあつては代表者の氏名）

電話番号

和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

公文書の名称その他開示請求に係る公文書を特定するに足る事項			
開 示 実 施 方 法	1 閲覧	2 視聴	3 写しの交付
※利用目的、請求に関し参考となる事項を記入してください			
備 考			受 付 印

注 ※の欄は請求をされた公文書の特定等の参考を利用するためのもですが、記入については請求される方の任意です。

公文書開示決定通知書

第 号

年 月 日

様

和歌山県後期高齢者医療広域連合長

年 月 日付けで請求があった公文書の開示については、次のとおり開示することと決定したので、和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

開示請求に係る公文書の件名	
開示の日時	年 月 日（曜日） 午前 時 分 午後
開示の場所	
問い合わせ先	電話番号
備考	

- 注 1 当日は、上記の開示場所においてこの通知書を提示して下さい。
2 指定された開示の日時に支障があるときは、あらかじめその旨を連絡してください。

公文書部分開示決定通知書

第 号

年 月 日

様

和歌山県後期高齢者医療広域連合長

年 月 日付けで請求があった公文書の開示については、次のとおりその一部を開示することと決定したので、和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

開示請求に係る公文書の件名	
開示の日時	年 月 日（曜日） 午前 時 分 午後
開示の場所	
開示しない部分	
公文書の一部を開示しない理由	和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第7条第号の規定に該当（理由）
問い合わせ先	電話番号
備考	

注 1 当日は、上記の開示場所においてこの通知書を提示して下さい。

2 指定された開示の日時に支障があるときは、あらかじめその旨を連絡してください。

【教示】

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関の長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に実施機関を被告として（訴訟において実施機関を代表する者は実施機関の長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

公文書不開示決定通知書

第 号

年 月 日

様

和歌山県後期高齢者医療広域連合長

年 月 日付けで請求があった個人情報の開示については、次のとおり開示しないことと決定したので、和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る公文書の件名	
公文書を開示しない理由	1 和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第7条第号の規定に該当 2 和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第10条の規定に該当 3 開示請求があった公文書が存在しません。 4 その他 (理由)
問い合わせ先	電話番号
備考	

【教示】

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関の長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に実施機関を被告として（訴訟において実施機関を代表する者は実施機関の長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第5号（第4条関係）

公文書開示決定等期間延長通知書

第 号

年 月 日

様

和歌山県後期高齢者医療広域連合長

年 月 日付けで請求があった公文書の開示については、和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。

開 示 請 求 に 係 る 公 文 書 の 件 名	
当 初 決 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
延 長 後 の 決 定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延 長 の 理 由	
問 い 合 わ せ 先	電話番号
備 考	

様式第6号（第5条関係）

公文書開示決定等期間特例延長通知書

第 号

年 月 日

様

和歌山県後期高齢者医療広域連合長

年 月 日付けで請求があった公文書の開示については、和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第13条の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。

開 示 請 求 に 係 る 公 文 書 の 件 名	
開示請求日の翌日から起 算して30日以内に開示決 定等をする部分	
残りの公文書について開 示決定等をする期限	年 月 日
特 例 延 長 の 理 由	
問 い 合 わ せ 先	電話番号
備 考	

事 案 移 送 通 知 書

第 号

年 月 日

様

和歌山県後期高齢者医療広域連合長

年 月 日付けで開示請求があった事案について、次のとおり移送しましたので、和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第15条第1項の規定により、通知します。

開 示 請 求 に 係 る 公 文 書 の 件 名	
移 送 年 月 日	年 月 日
移 送 先 の 実 施 機 関	
移 送 の 理 由	
所 管 課	電話番号

注 この開示請求については、移送を受けた実施機関が行います。

様式第8号（第7条関係）

公文書の開示に対する意見照会書

第 号

年 月 日

様

和歌山県後期高齢者医療広域連合長

和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例に基づき、次のとおりあなた（貴社・貴団体）に関する情報が含まれた公文書について開示請求がありました。

つきましては、和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第16条第1項の規定に基づき、この情報を開示することについてご意見を伺いたいで「公文書の開示に対する意見書」により、年 月 日までにご回答をお願いします。

開 示 請 求 年 月 日	年 月 日
開 示 請 求 に 係 る 公 文 書 の 件 名	
開 示 請 求 に 係 る 公 文 書 に 記 録 さ れ て い る 当 該 第 三 者 に 関 す る 情 報 の 内 容	
意 見 を 求 め る 理 由	
担 当 課 及 び 意 見 提 出 先	電話番号
備 考	

公文書の開示に対する意見書

年 月 日

和歌山県後期高齢者医療広域連合長 様

住所又は居所

氏 名

年 月 日付

号で照会のあった件について、次のとおり回答します。

開示請求に係る 公文書の件名		
開示決定に対する反対意思の 有 無	有	無
意見 (開示決定に反対する理由)		

公文書の開示決定についての通知書

第 号

年 月 日

様

和歌山県後期高齢者医療広域連合長

年 月 日付けの に関する情報が含まれた公文書の開示請求について、次のとおり公文書を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る 公文書の件名	
開示決定をした理由	
開示をする日	
お問い合わせ先	電話番号
備 考	

【教示】

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関の長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に実施機関を被告として（訴訟において実施機関を代表する者は実施機関の長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

第 号

年 月 日

様

和歌山県後期高齢者医療広域連合長

年 月 日付けの審査請求について、次のとおり和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので通知します。

審査請求に係る公文書内容及び決定	
審査請求の内容	
諮問した日	年 月 日
お問い合わせ先	電話番号
備考	